

専門実践教育訓練給付金

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）について

東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻）は厚生労働省による専門実践教育訓練給付金の対象となる講座に指定されているため、支給要件を満たす方は教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の利用が可能です。

なお、上記講座は、訓練期間（修業年限）2年間で指定されていますので、1年履修プログラムや長期履修学生制度、教員免許取得のための特別なコースを活用して入学される方は、本制度の対象外になります。

制度の概要

働く人の中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定及び就職の促進を図るために、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った費用（入学料や授業料など）の一部について、ハローワークから支給を受けられる制度です。

【厚生労働省：教育訓練給付制度】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

支給対象

受講開始日（4月1日）時点で、雇用保険の被保険者（支給要件期間が3年以上※ある方）又は雇用保険の被保険者であった方（被保険者の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間が延長された場合は、最大20年）であり、かつ、支給要件期間が3年以上※ある方）が支給の対象となります。例えば、民間企業、国立学校、私立学校の勤務者、また、公立学校の時間講師等の方は対象となる可能性があります。

なお、受給資格の有無については、住居所を管轄するハローワーク又は電子申請等でご確認ください。

※当分の間、過去に教育訓練給付を受給したことがなく、初めて専門実践教育訓練給付金を受給しようとする方は、支給要件期間が2年以上となります。

（教育訓練給付金・教育訓練支援給付金のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001529622.pdf>

支給手続き

受講開始日（4月1日）の2週間前までに、住居所を管轄するハローワークで受給資格確認等を終えておく必要があります。大学院合格後は、速やかにハローワークで手続きしていただくことをお勧めします。手続きの詳細については、住居所を管轄するハローワークでご確認ください。